

令和2年度 公益財団法人明るい選挙推進協会 事業計画

(基本方針)

昨年4月に行われた第19回統一地方選挙の投票率は、道府県知事選挙、道府県議会議員選挙、市区町村長選挙、市区町村議会議員選挙のいずれもそろって5割を下回る結果となった。また、7月には第25回参議院議員通常選挙が行われたが、投票率は48.80%と、国政選挙史上2番目に低い結果に終わった。選挙権年齢引き下げ後、2回目の参議院選挙であったが、18歳の投票率は前回より15.66ポイント低い35.62%、19歳は13.47ポイント低い28.83%であった。

若年層に限らず、全ての年代で投票率は低下傾向にある。

明るい選挙推進運動は、明るい選挙の実現をめざし、選挙違反のないきれいな選挙を行うこと、有権者がこぞって投票に参加すること、有権者が普段から政治と選挙に関心をもち、候補者の人物や政見、政党の政策などを見る眼を養うことを目的としている。そのためには、選挙時だけではなく、常日頃からあらゆる機会を通じ、政治・選挙に関する国民の意識の醸成・向上を図る常時啓発活動がこれからも重視されなければならない。特に、各地の選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会が取り組んでいる主権者教育などの学校教育との連携を更に深めるとともに、幼少期から政治や選挙に関心を持つてもらうための方策を探求していくことが必要である。

上記のような状況を踏まえ、令和2年度は下記の方針のもとに事業を進めるものとする。

- ① 高等学校を初めとする学校教育との連携を引き続き拡充するとともに、子どもから高齢者まであらゆる世代を通じた「主権者教育」を推進する。
- ② 選挙制度の改正及び投票方法等の周知徹底を図るとともに、各種選挙への積極的な投票参加を呼びかける。
- ③ 明るい選挙推進協議会等が時代の要請に沿った積極的な活動を展開できるよう、必要な情報の提供、関係者の研修その他の支援に努め、その活性化を図る。
- ④ ソーシャルメディアの活用等時代の変化に対応した啓発活動のあり方を研究・検討する。
- ⑤ 国との連携により、効率的、効果的な事業の実施に努める。

(主な事業)

1 一般啓発事業

国民の政治・選挙に関する意識の高揚を図るため、下記の事業を行う。

(1)情報誌「Voters」の発行

国民の政治・選挙に対する意識の高揚を図る内容などを掲載し、都道府県及び市区町村の明推協委員、地方公共団体の首長、議員及び図書館、公民館等へ配布する。

(2)ホームページ等の活用

ホームページを活用して、明るい選挙に関する各種情報を幅広く収集・周知するとともに、引き続きツイッター等SNSを活用し、各地の活動状況等を紹介する。

(3)明るい選挙啓発ポスタークールの実施

子どもの頃から選挙に親しみを持つてもらうとともに、子どもたちの取り組みを通じ、選挙に対する保護者の関心を高めるため、小中高校生による明るい選挙をテーマとしたポスタークールを行う。

(4)啓発資料・資材作成事業

主に大学1年生を対象とした「大学生向けパンフレット」「新成人向けパンフレット」「寄附禁止周知用リーフレット」及び「くらしの中の選挙・改訂版」を作成し、配布する。

また、選挙に親しみやすくするための各種啓発資材を作成し、有償頒布する。

2 地域活動活性化事業

明るい選挙推進運動に取り組む各地の明るい選挙推進協議会等の活動を支援し、体制の強化を図るため、下記の事業を行う。

(1)明るい選挙リーダーフォーラムの開催

明るい選挙推進運動の当面の課題等を研究・検討・協議するため、都道府県明推協会長及び指定都市明推協会長等によるフォーラムを8ブロックで開催する。

(2)地域コミュニティフォーラムの開催

地域における明るい選挙推進運動に携わる人たちが相互に研鑽し、それぞれの地域での活動の活性化を図るため、市区町村明推協会長等の地域コミュニティリーダーを対象としたフォーラムを7ブロックで開催する。

(3)若者リーダーフォーラムの開催

明るい選挙推進運動に取り組む若者リーダーを養成するため、若者を対象としたフォーラムを5ブロックで開催する。

(4)全国フォーラム等の開催

都道府県及び指定都市明推協会長を初めとする全国の明推協関係者を対象に、全国フォーラムを開催する。

(5)選挙出前授業見本市

選挙管理委員会等による選挙出前授業の内容の充実を図ることを目的に、各地の選挙管理委員会等による取り組みから実用的なノウハウを紹介する。また、参加者が興味ある取組事例を選択して聴講できるよう、分科会の形式で実施する。

(6)「若者選挙ネットワーク」の支援

全国各地の若者啓発グループにより構成された「若者選挙ネットワーク」の活動を支援する。

(7)研修資料等作成事業

参加型学習の教材、明推協活動の事例集等の研修資料を作成する。

(8)市区町村明推協研修会等開催支援事業

市区町村明推協等が開催する研修会、学習会、講演会等を支援するため、開催に要する経費の全部又は一部を助成する。

(9)明るい選挙推進優良活動表彰

明るい選挙推進活動に積極的に取り組み、他の模範となる団体を応募形式により募集し、選考会等を経て、表彰する。

(10)主権者教育アドバイザー派遣事業等への協力

総務省の「主権者教育アドバイザー派遣事業」や「主権者教育優良事例普及推進事業」等に協力し、事業の円滑な実施を図る。

3 調査研究事業

下記事項について、調査研究を行う。

- ① 選挙権年齢の引き下げを踏まえた学校教育との連携のあり方
- ② 時代に即応した啓発事業のあり方
- ③ 明るい選挙推進協議会の取り組み
- ④ その他